

入札説明書

沖縄県が発注する車両燃料等売買単価契約にかかる入札等については、関係法令に定めることのほか、本案件入札公告及びこの入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和2年3月18日

2 概要

- (1) 名称 車両燃料等売買単価契約
- (2) 内容 車両燃料売買及び洗車等の手数料の年間契約
- (3) 納入場所 宮古島管内
- (4) 期間 契約日～令和3年3月31日

3 入札に参加する者に必要な資格

本案件入札公告に示すとおり。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名称 沖縄県宮古土木事務所 総務用地班

所在地 沖縄県宮古島市平良字西里1125番地3階

5 入札参加資格確認申請書の提出等

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 令和2年3月18日（水）から令和2年3月27日（金）まで。
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 沖縄県宮古島市平良字西里1125番地3階
宮古土木事務所 総務用地班

ウ 提出方法 持参（部数は1部）

エ 入札参加資格の確認結果通知
令和2年3月30日（月）までに書面にて通知する。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 沖縄県物品管理課より通知される「審査結果通知書」の写し

ウ 入札保証金の免除調べ

エ 入札保証金にかかる業務実績を証明できる資料（契約書の写し等）

(3) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(4) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 住所又は所在地
- ウ 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- エ 使用印鑑
- オ 法人にあつては資本金
- カ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

- ア 入札参加の資格を有する者が「入札公告2（1）」に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、沖縄県が実施する本業務に係る入札に限り適用する。

6 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額

- ア 入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。
- イ 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書には、品名ごとの単価を記載すると共に、予定数量を掛け合わせた額の総計も記載すること。
- エ 上記ウの総計と、入札金額を一致させること。
- オ 契約は、入札した品名ごとの単価で契約するものとする。
- カ 予定数量が「0」となっている品名にも単価を記入すること。

(2) 入札に関する注意事項

入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

- ア 入札書及び委任状には、件名及び履行場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- イ 代理人が行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印鑑では訂正ができない。
- ウ 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

(3) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 入札参加資格のない者が行った入札
- イ 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- エ 委任状を持参しない代理人の行った入札
- オ 入札書の表記金額を訂正した入札
- カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- キ 入札条件に違反した入札
- ク 談合その他不正の行為があった入札
- ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

7 その他

(1) 入札保証金の免除について

履行実績を示す契約書等の写し及び「入札保証金免除調べ」を入札日の前日15時までに本案件担当者宛に送付し、確認を受けること。

(2) 落札者の決定方法

- ア 入札は、物品区分毎に入札するものとし、最低価格を入札した者を落札者とする。
- イ 物品区分によって最低価格を入札した者が異なる場合は、入札した物品区分毎の金額と予定数量（昨年度の宮古土木事務所の契約実績）を掛け合わせた額の総計が安価な者を落札者とする。
- ウ 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- エ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて等が入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- オ 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- カ 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

(3) 入札執行人及び立会人

沖縄県宮古土木事務所 総務用地班職員

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。